

## 公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年7月30日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役 理事

### 記

1. 公示件名：モルドバ国越境ロジスティクス促進情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）（ファスト・トラック制度適用案件）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：  
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：  
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

# 企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業 務 名 称： モルドバ国越境ロジスティクス促進情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）（ファスト・トラック制度適用案件）

調達管理番号：25a00401

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年7月30日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：モルドバ国越境ロジスティクス促進情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）（ファスト・トラック制度適用案件）
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：  
「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください<sup>1</sup>。（全費目課税）
- (4) 契約履行期間（予定）：2025年9月～2026年2月末  
先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。
- (5) ランプサム（一括確定額請負）型  
本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

## 2. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口  
国際協力調達部 契約推進第一課/第二課  
電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)
- (2) 事業実施担当部  
中東・欧州部 ウクライナ支援室
- (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	配布資料はありません
2	企画競争説明書に対する質問	2025年8月4日 12時まで
3	質問への回答	2025年8月5日まで

<sup>1</sup> 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2025年8月15日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
7	見積書の開封	2025年8月21日 10時
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日まで
9	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで （申込先： <a href="https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM">https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM</a> ） ※2023年7月公示から変更となりました。

### 3. 競争参加資格

#### （1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

#### （2）利益相反の排除

特定の排除者はありません

#### （3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

提供資料：

- ・ 第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

## 5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

### (1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記 2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/pFnZBqnf9F>

注 1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていただきます。

### (2) 回答方法

上記 2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記 2. (3) 参照

### (2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

#### 1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

## 2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.（3）日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

## 3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4.（3）に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定したPDFファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

## (3) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書・別見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

## (4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。  
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

## 7. 契約交渉権者の決定方法

### (1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

### (2) 評価方法

- 1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。  
**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

## 2) 評価配点表以外の加点

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

### ① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、**一律2点の加点（若手育成加点）**を行います。

## 3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.（2）に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8/N）×100点

\*最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

#### 4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

#### (3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記2. (3) 日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

#### (4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

## 8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2. (3) 日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## 9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

➤ 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO に再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

### 【2】特記仕様書（案）

#### 1. 調査の背景

##### （1）モルドバの貨物輸送の現状

モルドバにおける主な輸送手段（道路、鉄道、内陸水路、航空）のうち、利用率が高いのは道路輸送、次いで鉄道輸送となっており、この2つで貨物輸送の約99%をまかなっている。2024年の貨物輸送総量は約2,020万トン、うち道路輸送は87.1%（約1,762万トン）、鉄道輸送は12.1%（約245万トン）であった（モルドバ統計局）。過去10年間、道路輸送は鉄道輸送のシェアを吸収しつつ年々増加しつつあり、都市部や国境地点での渋滞や道路劣化等の弊害を起こしている。

##### （2）鉄道セクターの現状

モルドバの鉄道網の総延長は1,232km、うち1,218kmはロシア基準の広軌（1,520mm）で非電化路線となっている。隣国のルーマニアでは、EU基準の標準軌（1,435mm）が使用されているため、モルドバ・ルーマニア間を列車が往来するには、国境付近で台車交換や積み替え等が必要である。そのため、モルドバ国内にも標準軌が14kmほど

敷設されている。線路の大半（1,192km）は単線で、駅は 79 ヶ所、橋梁は 218 ヶ所、トンネルは 1 か所のみである（インフラ・地域開発省、2025）。

モルドバの鉄道路線は、インフラ・地域開発省傘下の国営鉄道事業者である Calea Ferata din Moldova（以下「CFM」という。）が全路線を管理・運営している。主要な鉄道網は、モルドバを縦断する 3 つの回廊である、北部回廊（オクニツァ～バルツィ～ウングニを結び、ルーマニアのヤシ及びコンスタンツァ港へ向かう）、中央回廊（ウングニ～首都キシナウを結び、ティギナからトランスニストリア地域を横断する。ウングニからはルーマニアのヤシ及びコンスタンツァ港へ向かう）、南部回廊（ティギナ～バサラベアスカ～ジョルジュレシュティ港を結び、ルーマニアとの国境へ向かう）があり、このほか 4 つの主要路線（ルブニツァ～バルツィ、キシナウ～カイナリ、バサラベアスカ～カンテミル、カンテミル～ジョルジュレシティ）が各要所への交通を補完する形で敷設されている（インフラ・地域開発省、2025）（位置は別紙 2 参照）。

貨物輸送は CFM の営業収益の 8 割を生み出す主力事業であるものの、道路輸送にシェアを奪われ、近年縮小傾向にある（インフラ・地域開発省、2024）。実際、コロナ禍前の 2019 年に鉄道貨物輸送量は約 427 万トンであったが、2024 年には約 245 万トンと 40%ほど減少した（モルドバ統計局、2025）。背景には車両の老朽化によるサービスの質の低下、2020 年からのコロナ禍による稼働路線削減、2022 年に発生した地すべりによりカンテミル～ジョルジュレシティ一部区間の運行停止などによる利便性の低下（2025 年 7 月時点でも運行停止中）、鉄道サービスの質向上のための資金調達枠組みの欠如などが指摘されている。

### （3）鉄道セクターの課題

#### ① インフラの老朽化と整備不足

インフラ（軌道、車両等）や施設（台車交換施設等）の老朽化により、鉄道の運転効率が低下している。旧ソ連時代の平均時速は 80～100km/h であったが、線路の整備状況や線路周辺の地形の制約といった複合的な理由から、現在は時速が 30km/h を下回る区間が多く、荷重制限も設けられている（インフラ・地域開発省、2025）。信号システム、連動装置、軌道回路（閉塞）など、ほとんどの設備は摩耗度が 75%を超えており、使用中の多くのシステムは耐用年数を超過しているか、まもなく耐用年数を迎えようとしている（インフラ・地域開発省、2024）。予算不足による慢性的な車両不足も続いており、検査や修理も実施頻度が限られるため、CFM が所有する機関車のうち、稼働可能な車両は 3 割程度にとどまっており、入換機関車を含む車両の修理や刷新が必要な状況である。

モルドバ政府は、ウクライナとルーマニアを結ぶ鉄道回廊のうち、EU との入り口になる、バサラベアスカ、カンテミルを通り、ルーマニア側の国境駅ファルチウへ抜ける路線のミッシングリンク除去（全長約 4km）に高い優先度を付している。当該区間の復旧を目指し、モルドバ政府は 2025 年 4 月にルーマニア政府と、本区間を両国政府の予算で整備を念頭に置いた覚書（MOU）を締結したが、仮に当該区間が開通しても、すでに敷設されているモルドバ国内のバサラベアスカ、カンテミル間の約 100km の軌道状態が劣悪なため、ルーマニアを経由して EU からの物流を呼び込むためには当該区間の改修も必要としている。

## ② EU 鉄道ネットワークとの接続性

EU の標準軌とモルドバの広軌は互換性がないため、国境地点でのボギー交換や積み替え作業が必要となり、道路貨物輸送との比較優位を失う理由の一つとなっている。ウクライナ国内の鉄道は将来的に広軌から標準軌への改軌を計画していることから、ウクライナとルーマニア（標準軌）に囲まれているモルドバも、将来的に標準軌への転換が必要になるものと考えられる。EU の支援により一部区間では標準軌の敷設に向けた予備調査が実施されているが、具体的な案件化は未定である。他方で、モルドバが EU 加盟を目指すためには、EU との接続性向上のためにも、標準軌の整備が必要だと考えられる。

## ③ 資金・人材の不足

上記①②を背景に、モルドバの鉄道貨物輸送は競争力が低く、現地事業者はほぼ道路輸送に依存している。そのため、CFM は長年赤字が続いており、前述の機材やインフラの整備不足に加えて、職員への給与遅配が発生している。職員の給与水準も低く設定されているため、なり手が不足し、慢性的な人員不足に陥っている。インフラ・地域開発省によると、定数 7,000 名に対し、2025 年 5 月時点の従業員数は 5,000 名弱である。職員の年齢構成は、半数以上（56%）が 51 歳以上で、30 歳以下はわずか全体の 5%未満となっており、高齢化問題も深刻化している。モルドバ自体の社会問題として人口減少、他国への労働人口流出があり、鉄道セクターにおいては技術者（鉄道インフラの保守、点検、整備等を担う人材）不足が課題となっている（インフラ・地域開発省、2024）。背景には、鉄道分野の人材育成のための高等教育機関への投資が限定的であること、また、特に若年の労働者層にとっては、モルドバの鉄道業界の見通しが不透明であるがゆえ、就職先として、よりビジネスニーズの高い IT 等の分野の方が支持されている（インフラ・地域開発省、2024）。

#### ④ 環境負荷低減の必要性の高まり

EUは2019年12月に発表した欧州グリーンディール（European Green Deal）の中で、2050年までのカーボンニュートラル達成を目標に掲げており、そのターゲットとして2050年までに、より環境負荷の低い鉄道輸送を倍増する計画を掲げている。エネルギー効率に関する Directive<sup>2</sup>（EU/2023/1791）はEU加盟国に省エネ義務を課しており、モルドバは最終エネルギー21.6キロ石油換算トン相当のエネルギーを、年間で節約する必要があると推定されている。再生可能エネルギーに関する Directive（EU/2023/2413）は、運輸部門における再生可能エネルギー比率を増加させることで、二酸化炭素の排出量削減目標を達成することを義務付けている。これらの背景から、モルドバ政府は道路輸送から鉄道輸送への転換をはじめとする様々な施策を通じて、環境負荷の軽減に向けて貢献する必要があると考えられる。

## 2. 調査の目的と範囲

### （1）調査の目的

本調査では、モルドバ及びウクライナ西部・南西部を中心に、域内の物流状況を俯瞰したうえで、モルドバを経由してウクライナとルーマニアを結ぶ物流・貨物輸送（鉄道輸送を中心に、湾港も含む）の基礎情報（輸送品目や量、輸送手段とルート、所要時間、費用、輸送上のボトルネック等）の収集・整理、将来の需要予測を行う。また、モルドバ及び周辺国の鉄道輸送及び水運関連の既存計画・制度、他援助機関の支援動向のレビュー等を行ったうえで、モルドバ及びウクライナを中心とした域内の物流の課題を示す。これらを踏まえて、モルドバ及びウクライナの物流の課題に対して、短期的（即応的な効果が見込めるもの）及び中期的（2～3年程度の取り組みが必要なもの）なJICAの協力に対する提言を得ることを目的とする。

### （2）調査の範囲

受注者は、上記「2（1）調査の目的」を達成するために、「3（2）調査方針」を踏まえつつ、「4 調査の内容」に示す事項の調査を実施し、「5 報告書等」に示す報告書等をJICAに提出するものである。

## 3. 実施上の留意事項

### （1）調査対象地域

下記地域の線路や湾港（詳細は3（2）①を参照）

<sup>2</sup> EU加盟国間での規制内容の統一（調整）を目的とする法令で、原則的にEU加盟国に直接適用されず、国内法への置き換えが必要なもの。加盟国はDirectiveで定められた期日までに国内法として制定・改正の必要がある。

- ・ モルドバ全土（トランスニストリア地域を除く）。本業務ではモルドバへ渡航する。
- ・ ウクライナの西部・南西部 10 州（ヴォリーニ州、リーウネ州、リヴィウ州、テルノービリ州、イヴァノ＝フランキウスク州、ザカルパッチャ州、チェルニウツィ州、ヴィンニツァ州、オデーサ州、フメリニツキー州）。ただし、本業務でのウクライナへの渡航は想定しない。
- ・ 周辺国（ルーマニア、ポーランド）。対象は全域ではなく、モルドバ及びウクライナとの物流上、重要な地域のみとする。また、ルーマニアへの渡航は想定するが、ポーランドへの渡航は想定しない。

## （2）調査方針

本調査では、以下を念頭に調査を実施する。

### ① 調査対象地について

- ・ 本調査の対象とするモルドバ国内鉄道は主要 3 回廊及び主要 3 路線とする（位置は別紙 2 を参照）。
- ・ モルドバ及びウクライナ西部・南西部を発着地ないし経由する国際物流網の結節点となる以下ア)～エ)を調査対象に含める。調査対象とする主要港の位置は別紙 3 を参照。

#### ア) 調査対象地域（3（1）を参照）の主要港

- － 黒海沿岸：オデーサ港・チョルノモルスク港・ピウデンヌィ港・ウスチ＝ドナイスク港・ビルホロド＝ドニウストロウスキー港（ウクライナ）、コンスタンツァ港（ルーマニア）等
- － ドナウ川沿岸：イズマイル港・キリア港・レニ港（ウクライナ）、ジョルジュレシティ港（モルドバ）、ガラツィ港（ルーマニア）等
- － その他：グダニスク港（ポーランド）等

#### イ) 上記ア) 主要港につながる鉄道路線

- － モルドバからルーマニア主要港を結ぶ各線
- － ウクライナからモルドバ・ルーマニア・ポーランドの主要港を結ぶ各線

#### ウ) 鉄道貨物駅から近隣の別の貨物駅または主要港への幹線道路

#### エ) 鉄道貨物輸送に重要な橋梁（ウクライナのザトカ橋等、通過が必須となる橋梁）

なお、調査実施中にハンガリーやスロバキアといった周辺国の鉄道貨物輸送等の追加調査が必要と判明した場合には、別途受注者と JICA の間で協議し、契約変更により業務を追加する可能性がある。

## ② 既存資料・データの有効活用

モルドバ・ウクライナ・ルーマニア・ポーランド各政府、他援助機関、シンクタンク、日本の経済産業省等が発表している調査報告、各国税関や関連省庁が公表している統計データ（国境を越える貨物（コンテナ数、量、品目等）等）は包括的にレビューし、本調査に活用する。本調査で独自に統計を取ることは想定しない。

## ③ 物流を取り巻く調査対象地域の動向把握

- ・ EU は、鉄道を中心とした複数の交通手段を含む包括的な交通インフラに関する整備計画（汎欧州運輸ネットワーク（通称 TEN-T））を掲げ、加盟国にインフラや国内法の整備を求めている。各加盟国では、インフラ整備に向けての調整や加盟国間の相互接続に向けた協議・整備を行っている。特にモルドバ及びウクライナ周辺国（ルーマニア、ポーランド）について、EU の方針に沿った国内法の整備や近隣国との調整について状況を確認・分析し、本調査のために活用可能な教訓等を取りまとめる。
- ・ モルドバの産業及び経済規模を鑑みると、国内物流のみで鉄道輸送の採算性を十分に確保することは現実的ではなく、周辺国、特にウクライナとルーマニアからの物流を一定程度呼び込む必要があり、また、他の代替ルート（ポーランド）との比較優位を発揮する必要がある。かかる点に鑑み、ウクライナ、ルーマニア、ポーランドの越境物流に関する方針や戦略も十分に把握しつつ、調査を進めること。

## ④ 現地渡航について

- ・ 安全上の理由から、ウクライナについては、現地渡航は行わない。情報収集は机上調査を中心に言い、必要に応じて、ウクライナ側の機関とオンラインで協議する。調査実施に効率的と判断する場合は、現地傭人の活用も可能とする。

## 4. 調査内容

業務完了報告書には、以下の調査項目・分析結果を網羅的にまとめること。

- （1）モルドバ、ウクライナ、ルーマニアの鉄道および物流の既存計画・制度の確認

3

---

<sup>3</sup> モルドバが域内物流に果たしうる役割を念頭に置き、モルドバ及びウクライナ西部・南西部を発着地ないし経由する国際物流網の全体像を俯瞰的かつ重要な点は詳細まで、効率的かつ効果的に調査・分析するための調査手法について、提案願います。

### ① 鉄道の既存計画・制度について

- ・ モルドバ政府が掲げる鉄道のセクター開発計画及び同計画内における対象回廊・路線の位置づけ（新線の整備計画、既存線の改修計画、その財源、各路線の優先順位付け等）に関するデータ等を整理・分析する

### ② 物流の既存計画・制度について

- ・ モルドバ政府が掲げる鉄道貨物輸送、港湾貨物輸送、陸上貨物輸送、国際物流や貿易に関する国家計画・開発方針・政策について、整理・分析する。
- ・ ウクライナ政府が掲げる鉄道貨物輸送、港湾貨物輸送、陸上貨物輸送、国際物流や貿易に関する国家計画・開発方針・政策について、整理・分析する。また、特に、モルドバを經由しての鉄道貨物輸送促進に際しての、課題や問題意識について、ウクライナ関係者からの情報収集を行う。
- ・ ルーマニア政府が掲げる鉄道貨物輸送、港湾貨物輸送、陸上貨物輸送、国際物流や貿易に関する国家計画・開発方針・政策について、整理・分析する。また、特に、モルドバを經由しての鉄道貨物輸送促進に際しての、課題や問題意識について、ルーマニア関係者からの情報収集を行う。

### ③ EU の計画及び政策

- ・ EU 域内連結性強化に関する計画及び政策を分析・整理する。特に、EU の計画・政策における、モルドバや EU 東部地域の位置づけ・開発戦略等について、整理・分析する。
- ・ モルドバ及びウクライナが EU 加盟を目指すに際して、運輸分野及び物流分野で、対応すべき課題や問題点（環境への配慮や鉄道の軌道幅、法律の整合性等）について整理・分析する。

#### (2) モルドバ、ウクライナにおける他援助機関の支援動向

- ・ 他援助機関がモルドバ及びウクライナで実施中の鉄道、港湾、貨物輸送、税関に等に関する事業・支援の状況及び今後の支援方針について、整理・分析する。

#### (3) 対象地域・回廊・路線・主要港の基本情報の収集と将来需要予測<sup>5</sup>

- ・ 3. (1) に記載した調査対象地域の主要輸出品の基本情報（対象地域における直近 10 年間の輸出品目、輸出量、主要輸出品目の生産状況、今後の生産の見通し等）
- ・ 上記輸出品の主要な輸出経路（輸送手段・輸送ルート・最終輸送先）及びそれらの所要時間、費用、季節ごとの流通量等。特に、別紙 2 記載した主要回廊・路線

を通じた、主要輸出品の物流状況については、将来の需要予測も行う（今後10年程度）。

- ・ 上記輸出品の流通に重要な役割を果たしている物流インフラ（倉庫・物流センター・配送拠点等）の位置や規模。
- ・ 対象回廊・路線から主要港への鉄道貨物輸送網のインフラ整備状況
- ・ 主要港の港内のインフラ整備状況やアクセス道路

#### （4）モルドバの鉄道貨物輸送の課題分析<sup>4</sup>

##### ① CFMの組織体制について

- ・ CFMの組織体制を確認（組織構成・事業範囲・人員配置・専門知識を持つ技術者の人数や能力・予算措置の法的根拠・組織改革の方針等）を確認のうえ、事業者としての現状及び課題を整理する。

##### ② 鉄道貨物輸送について

- ・ CFMが運営する主要回廊・路線について、単位期間あたりの最大物流容量、需給ギャップ、ボトルネック等を分析し、課題を整理する。
- ・ ウクライナ及びルーマニアの鉄道運営事業者からのCFMへの評価・課題感及びモルドバ鉄道貨物輸送の更なる活用への方針等（ヒアリングを通じて聴取する）。
- ・ モルドバを經由してウクライナとルーマニアを結ぶルートを利用して貨物輸送を行うユーザー（日系企業、日系商工会等）へのヒアリング、分析・整理（輸送品目、量（季節ごとの流通量を含む）、輸送手段とその理由、輸送ルート、最終輸送先、所要時間等）。

##### ③ モルドバの道路貨物輸送について

- ・ モルドバの道路輸送事業者へのヒアリングを通じ、道路輸送の現状（利用者からのニーズが高いルート、輸送品目、輸送量（季節ごとの流通量を含む）、所要時間、輸送コスト、輸送にかかる課題（輸送遅延・渋滞・事故件数等）等を整理・分析する。
- ・ 上記及びその他の調査結果をもとに、道路輸送から鉄道輸送への一部の転換可能性のあるいくつかのルートについて、経済性（鉄道路線の改修・整備等に必要となる費用及び維持管理費、収益予測等）、社会的効果（雇用創出、地域経済活性化への寄与、事故低減等）、環境負荷（鉄道貨物輸送促進による二酸化炭素排出量削減）等を整理・分析する。

---

<sup>4</sup> モルドバが域内物流に果たしうる役割を念頭に置き、同国の鉄道路線や施設の状況、鉄道貨物輸送等にかかる情報を、要点を押さえつつ確認・把握し、国際物流上の課題を分析するための調査手法について、提言願います。

減への影響・効果）等を分析する。また、道路輸送から鉄道輸送への転換にかかる課題やボトルネックを整理する。

④ 外部要因について

- ・ ウクライナ主要港に対するロシアによるウクライナ侵略の影響（インフラへのダメージ、操業状況、取扱量、需要・供給への影響等）を整理・分析する。
- ・ モルドバの鉄道貨物輸送に影響する外部要因を整理・分析する（ロシアによるウクライナ侵略、モルドバ政府及び周辺国の政策、天候・災害など）

（5）モルドバ、ウクライナ、ルーマニアの税関にかかる現状の整理、課題分析

① 税関に関する基本情報の整理

モルドバ～ウクライナ、モルドバ～ルーマニア、ウクライナ～ポーランド、ウクライナ～ルーマニア間の各国境にある物流上主要な税関について、以下の点を整理する。

- ・ 主要な税関の位置
- ・ モルドバ、ウクライナ、ルーマニアの、税関・通関に関する法制度・規則（税率や課税方法、輸出入制限、通関手続きフロー、優遇措置等）、税関へ提出が必要な書類の数と種類
- ・ モルドバ、ウクライナの税関の監督省庁、業務範囲、税関当局自体の実施体制・処理能力（書類審査率や検査率等、システム導入状況、所要時間、費用等）の整理と分析
- ・ 主要な税関の施設・管理システムの状況（一時保管庫の有無や利用状況等）

② 税関・通関手続きに関する利用者の評価

- ・ 日本貿易振興機構や日系企業等へのヒアリングを行い、ユーザー目線での課題や実態について把握・分析する

（6）上記1から5の情報を統合・分析し、今後の対モルドバ及びウクライナそれぞれへの物流分野支援に際して、短期的及び中期的に実施可能な個別の協力プログラムの検討に向けた実施前提条件等を取りまとめる。

（7）業務開始時、中間段階、現地調査前後等、調査の節目で JICA への各種報告会を実施する。また、JICA と相談のうえ、在モルドバ日本大使館、日本の関連省庁、モルドバの関係省庁等への進捗や結果の報告を行う。

## 5. 報告書等

- ・ 成果物として、以下の報告書を JICA に提出すること。

	報告書名	提出時期	部数及び形式
1	インセプション・ レポート	2025年9月	電子データ（和文1部）
2	業務完了報告書	2026年2月27 日	製本版（和文・英文各2部） 電子データ（和文・英文の入ったCD-R 3 部）

- ・ 業務開始直後に、全体の調査事項及び調査期間を念頭に、渡航計画を含む業務実施計画を策定し、インセプションレポートにまとめ、JICA に対して説明・協議する。内容は、モルドバ国インフラ・地域開発省及び CFM への説明を念頭に、要約版の英文資料も作成する。
- ・ 業務完了報告書の内容は、現地渡航の上、モルドバ関係機関（インフラ・地域開発省、CFM 等）に対して直接報告する。なお、調査結果報告の場所やアレンジ等については、JICA 及びモルドバ側関係機関に相談のうえ、決定する。

## 6. 「相談窓口」の設置

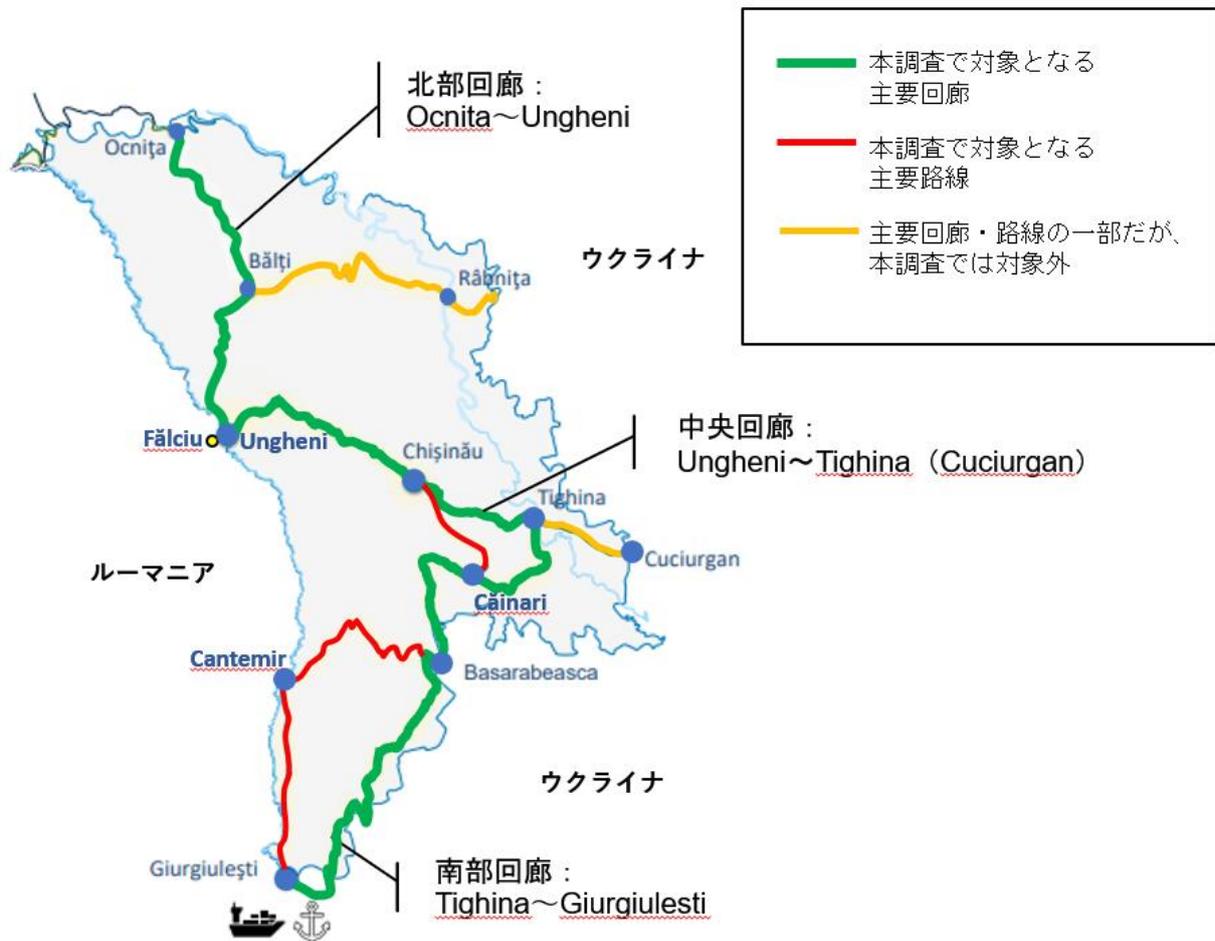
発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項  
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積りに含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積りとしてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

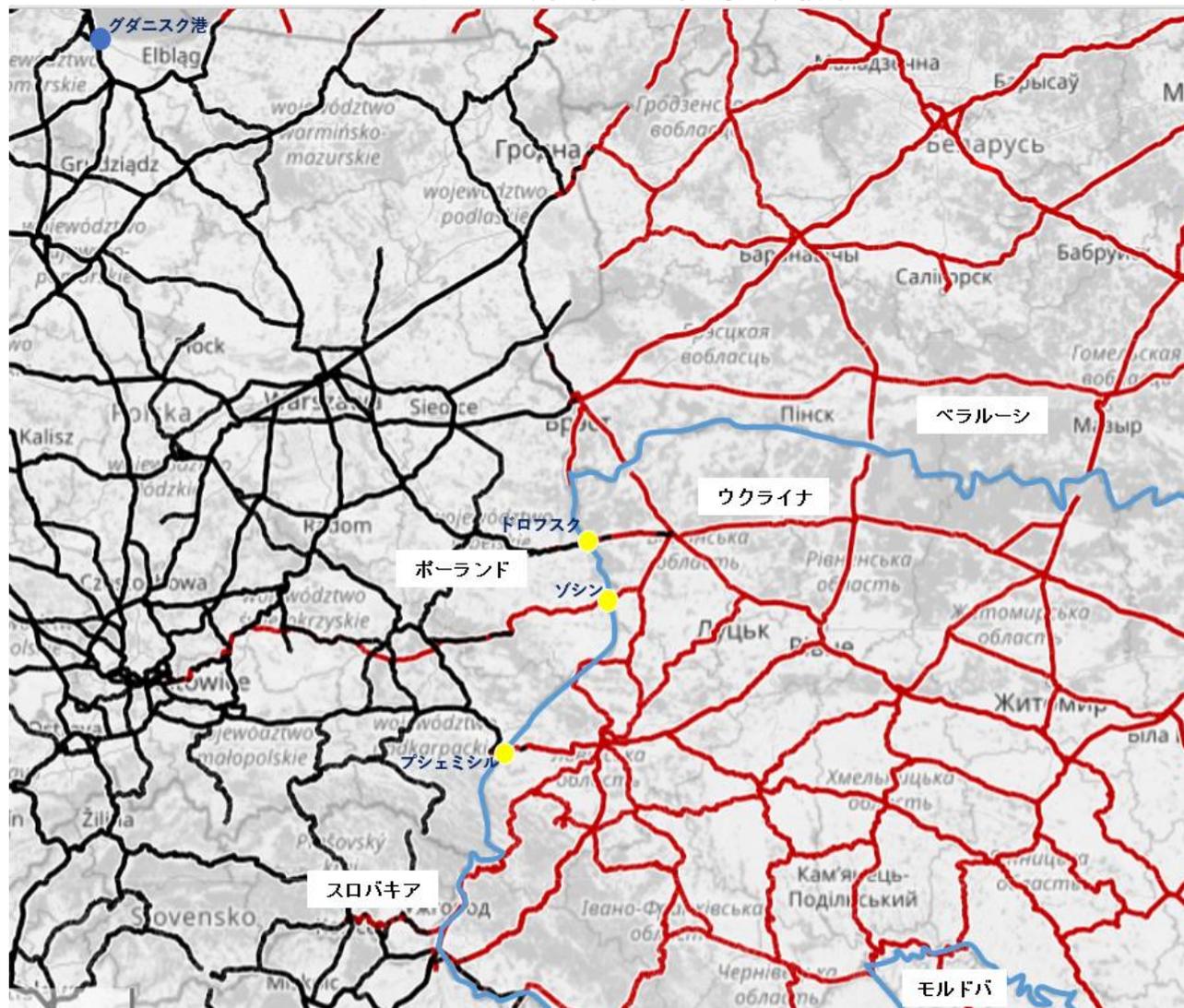
No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	モルドバの鉄道貨物輸送を調査する際の調査手法	第2章、4(4)
2	モルドバ及びウクライナ西部・南西部を発着地ないし経由する国際物流網の全体像を効率的かつ効果的に把握するための調査手法	第2章、4(1)(3)

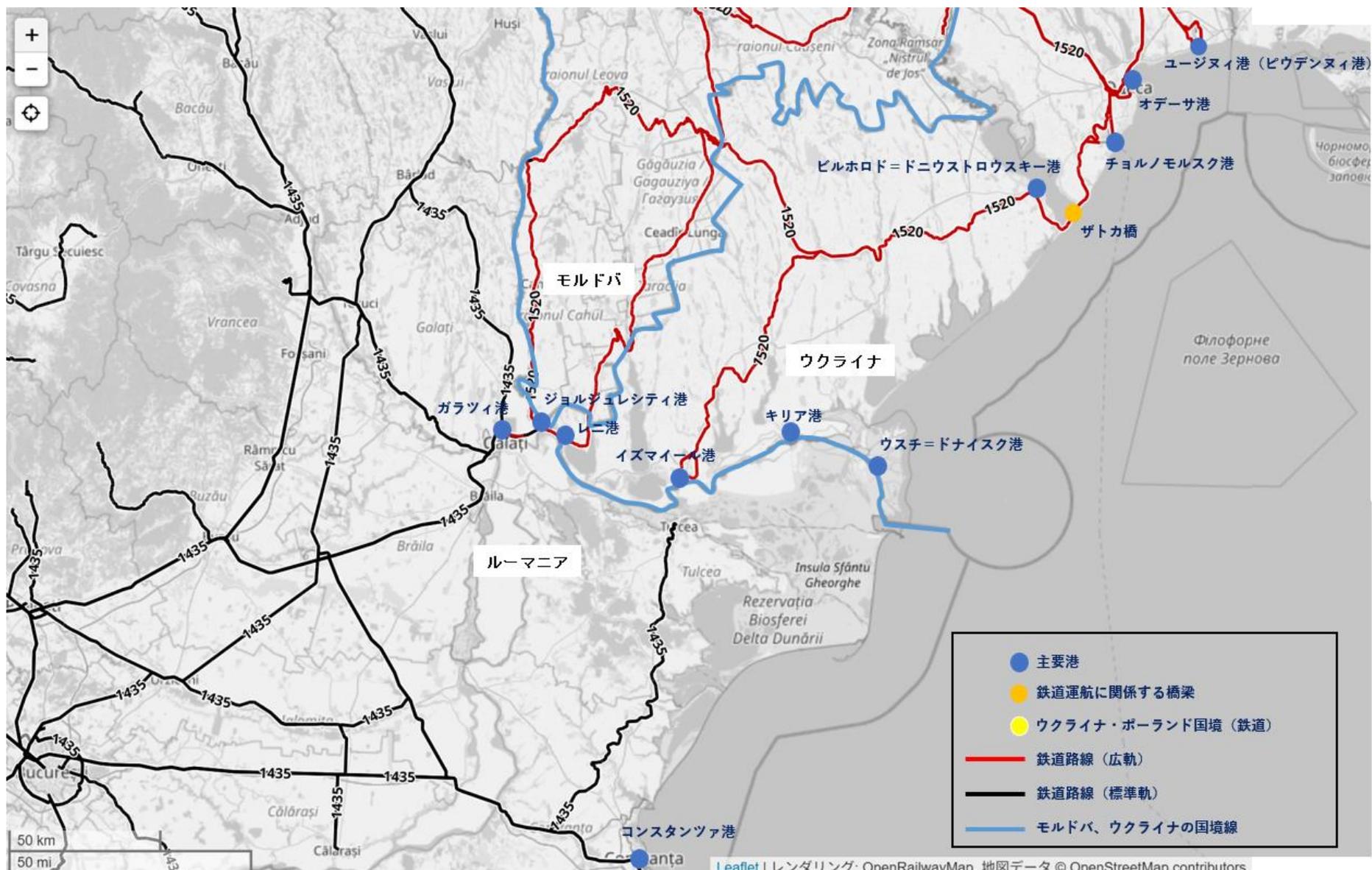
モルドバ主要鉄道網（地図）



(インフラ・地域開発省発行の資料及び路線図等をもとに、  
中東・欧州部ウクライナ支援室が作成)

モルドバ及び周辺国の主要湾港、橋梁





(路線図・地図をもとに、JICA 中東・欧州部ウクライナ支援室が作成)

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：国際物流にかかる各種調査業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、10 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式4-3の「要員計画」は不要です)。

##### 4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容(様式4-4)

##### 5) 現地業務に必要な資機材

##### 6) 実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合)

##### 7) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

## 2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 類似地域：欧州、中央アジア・コーカサス地域
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

2025年9月から2026年2月まで

### (2) 業務量目途

#### 1) 業務量の目途

約19.20人月

#### 2) 渡航回数 の目途 延べ15回

モルドバ及びルーマニアへの渡航を想定。ポーランドへの渡航は想定しない。安全管理上の理由から、ウクライナには渡航しない。

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

### (3) 現地再委託

なし

### (4) 配付資料／公開資料等

#### 1) 配付資料

なし

#### 2) 公開資料

- 「令和4年度補正現地社会課題対応型インフラ・システム海外展開支援事業（我が国企業によるインフラ海外展開促進調査）モルドバ共和国・モルドバを中心としたウクライナ～EU間の鉄道物流結節機能強化調査事業報告書」（日本工営株式会社・日本製鉄株式会社、2024年）

#### (5) 対象国の便宜供与

- ・ モルドバとルーマニアには JICA 事務所がないため、モルドバ関係機関の窓口担当者やアポイントメント先については、調査開始時点で JICA からコンサルタントに紹介を行う。
- ・ 執務場所や機材等の JICA からの提供はない。
- ・ ウクライナの関係機関とのオンライン協議が必要な場合には、先方窓口担当者やアポイントメント先について、JICA からコンサルタントに紹介を行うことも可能。また、やり取りはウクライナ語となる可能性がある。
- ・ モルドバ及びルーマニア側の関係者との間に発生するコミュニケーションはルーマニア語が中心となる見込み。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置（英語⇄ルーマニア語）	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

#### (6) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 中東・欧州部 ウクライナ支援室及びウクライナ事務所においても十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、地理的・時間的距離の近さを踏まえ、モルドバ滞在中は同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- 2) ウクライナ国内在住のアシスタント（特殊傭人）を傭上する場合には、安全管理に十分留意が必要です。現地の治安状況については、JICA 中東・欧州部 ウクライナ支援室及びウクライナ事務所においても十分な情報収集を行うこととし、何か重大な事案が予見される場合、必要に応じて情報提供します。

### 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

### 4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

#### (1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

#### (2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とと

もに別途提出します。

**【上限額】**

**89,173,000円（税抜）**

※ 上記の金額は、下記（3）別見積としている項目、及び（4）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（4）定額計上について

**■本案件は定額計上はありません。**

（5）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

（6）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（7）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

2) 上記1)に記載がない国については以下のレートを使用してください。

- モルドバ レウ=8.63902円
- ポーランド ズウォティ=40.5023円
- ルーマニア新レウ=33.9631円

(9) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(70)</b>	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	—	
イ) 作業計画	5	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(20)</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(—)	(8)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 業務主任者等としての経験	—	2
ウ) 語学力	—	1
エ) その他学位、資格等	—	1
3) 業務管理体制	(—)	(4)